

松山中央公園プール 指定管理者 募集要項

1

松山中央公園プール指定管理者 募集要項

松山市では、松山中央公園プールの指定管理者(管理運営を実施する団体)を広く公募し、公正・公平かつ安定した管理業務・利用促進と住民サービスの向上及び経費の縮減について創意工夫のある提案を募集します。

1 施設の概要

(1)松山中央公園プール

	①施設名称	松山中央公園プール(アクアパレットまつやま)
	②施設所在地	松山市市坪西町 625 番地 1
	③施設設置目的	市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供し、健康の維持及び増進を図るため設置する。
	④施設規模等	(中央公園全体)事業認可面積 約 41.19ha (平成8年認可) 《法的位置づけ》 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)及び松山市都市公園条例(昭和 37 年条例第 40 号)に基づく都市公園 (松山中央公園プール アクアパレット) ・公園内位置 中央部北 ・延床面積 約 8,000 m² ・構造 鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階 地上 1 階 ・内容 水泳場(屋内温水プール・屋外プール) 全プール入水用スロープ設置・屋内プール 50mプール タイル張 8 コース 水深 1.35~1.4m 可動床・可動壁(6+2 コース分割) 日本水泳連盟 国内 50m公認 国内 25m公認 健康プール タイル張 多目的ゾーン・リハビリゾーン クールダウンゾーン 水深 1.0m ジャグジー 屋内流水プール タイル張 屋外流水プールと接続(仕切り壁 2 ヶ所) (幅4m×長さ約 50m・水深 1.0m) 屋内幼児用プール タイル張 水深 0.4m 幼児用滑り台 1基 会議室1, 2, 3, 多目的スペース 《屋外は夏季営業期間(6月第3土曜日から9月第2日曜日)のみ開放》 屋外プール 25m プール(ステンレス製)7コース 水深 1.35/1.1m(2 段階オーバーフロー) 屋外プール・屋外流水プール(屋内流水プールと接続) (幅4m×長さ約 140m・水深 1.0m) なぎさプール・幼児プール 水深 0~0.5m 子供プール 水深 0.7m スライダー 鉄骨造+FRP 製 (長さ 103m 高低差 約 12m)

	⑤供用開始	《松山中央公園プール(アクアパレットまつやま)》 平成 17 年 7 月 17 日
	⑥開場時間	午前9時から午後9時まで(受付時間は午前9時から午後8時まで)
	⑦休業日	・12月29日から翌年1月3日まで ・月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。))に規定する休日に当たる日を除く) ただし、6月第3土曜日から9月第2日曜日までは無休。 ・市が必要と認めるときは変更又は臨時に休館日を設けることができる。 ・大規模改修工事のため、指定管理期間中、令和8年4月1日から令和8年5月31日までは全面休館の予定。休館中も維持管理を行うこと。
	⑧利用状況 (利用人数)	R2年度 118,561 人 R3年度 121,511 人 R4年度 178,896 人 R5年度 240,438 人 R6年度 263,647 人

2 申込資格

(1)次の全ての要件を満たす法人その他の団体であることとします。

- ① 実在する団体であること。
- ② 本施設と同種の施設(床面積※1,000 m²以上のプール施設)について、告示日時点で1年以上国内での管理運営の実績があること。なお、複数の団体での共同申請の場合は、構成員のうちいずれかが実績を有していればよい。
(※床面積にはプールの湛水部分以外の、プールサイド、採暖室、浴室、観覧スペース、受付、事務室、機械室、休憩室、会議室、通路等を含めても可とする。(いずれも同一敷地内のものに限る))
- ③ 松山市内に事務所を有する団体又は令和8年3月31日までに市内に事務所を有することが見込まれる団体※であること。
※事務所設置後、速やかに市に届け出ること。
※管理対象施設内への設置は含まれません。

(2)複数の団体での共同申請は、次のとおりとします。

- ① 複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)により申し込む場合は、代表の団体(申請者)を定めてください。代表となる団体は、市内に事務所を置き、又は置こうとする団体であること。
- ② 申込期間終了後に、代表となる団体を変更し、又は構成団体の全部若しくは一部を変更すること(特定の構成団体を除外し、又は新たな団体を追加する場合を含む。)は、原則として認めません。
- ③ 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として同じ案件に申請することはできません。
- ④ コンソーシアムとして申請した構成団体が、他のコンソーシアムの構成団体として同じ案件に申請することはできません。

(3)次の項目に該当する団体は、申請することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 松山市の入札参加資格停止, 又は入札参加制限の措置を受けている者。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定がなされ, 競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)等, 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ④ 松山市税又は申請時の所在地税(法人市民税・法人事業所税等), 法人税等, 消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑤ 松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団員等である者(以下「暴力団員等」という。)又はその役員, 従業員のうちに暴力団員等のある者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団, 暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者であること。
- ⑦ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている者。

(4) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載等があった場合
- ② 募集要項に違反した場合
- ③ 公正を欠いた行為があったとして審議会が認めた場合
- ④ 提出書類に不備, 錯誤があり, 再提出を指示したにもかかわらず, 期限内に提出されなかった場合
- ⑤ 正当な理由なく面接審査に応じなかった場合
- ⑥ 告示の日から協定締結までの間に参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦ その他不正行為があった場合

3 申込期間

(1) 募集要項等の配布等

- ① 募集要項等の配布
 - a 配布期間
令和7年7月15日(火)から令和7年8月22日(金)まで
(受付時間: 午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く。))
 - b 配布場所
松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツिंगシティ推進課の窓口で配布します。
(市庁舎本館5階)
また市(スポーツिंगシティ推進課)のホームページからもダウンロードできます。
なお, 郵送・FAX等による配布はしません。
【ホームページアドレス】
http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/aqua_shiteikanri.html
- ② 説明会
説明会を下記の通り行う予定です。説明会で具体的に説明する内容もありますので, 申請を予定している団体は, 「説明会参加申込書」に必要事項を記入し, 電子メールで申込締切

日時までに送付してください。

a 日時

令和7年7月31日(木)10:00 から 16:00 (申込締切7月28日(月)17時)

b 場所

【説明】 松山市役所 本館5階 会議室

【施設見学】松山市市坪西町625番地1 中央公園プール

c 参加申込連絡先

松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツिंगシティ推進課(市庁舎本館5階)

電話:089-948-6598(直通)

E-mail:sports@city.matsuyama.ehime.jp

③ 募集に対する質問

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、「質問票」を下記の期限内に、電子メールで送付のうえ、電話でメール到達の確認をしてください。受け付けた質問への回答は、随時ホームページに掲載するとともに、説明会や電子メールにより回答します。原則として電話等を含め、口頭による質問の受付や回答はいたしませんのでご注意ください。

a 質問受付期間

令和7年7月15日(火)から令和7年8月12日(火)まで

b 質問の方法

電子メールにより送付し、電話で到達確認をしてください。

c 質問先

松山市坂の上の雲まちづくり部スポーツिंगシティ推進課(市庁舎本館5階)

電話:089-948-6598(直通)

E-mail:sports@city.matsuyama.ehime.jp

※電子メールについては、タイトルを“【質問】指定管理”に統一してください。

④ 選定

指定管理者候補者選定審議会において、選定の基準に基づいて審査を行います。(必要に応じて面接審査を実施する場合があります。)

⑤ 結果の通知

選定結果は、申請団体全てに文書で通知するとともに公表します。

※選定結果の公表の際は、候補者以外の団体名と評価結果が結びつかないよう配慮しますが、参加団体数が2者のみの場合はこの限りではありませんので、あらかじめご了承ください。

⑥ 協定の締結

指定管理者候補者選定審議会による選定結果を基に、指定管理者の候補者を決定します。その後、議会の議決後に、当該団体を指定管理者に決定します。

市と指定管理者は、業務を行う上で必要となる詳細事項について協議を行い、協定を締結します。

なお、候補者が辞退した場合、交渉の過程において管理業務を行うことが困難であると判明した場合又は協議が成立しない場合は、市は次点候補者と協議等を行います。

⑦ 応募書類の取り扱い

a 著作権

申請者から提出された提出書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、指定管理者に選定された団体の提出書類については、松山市が指定管理者制度導入による管理業務内容を公表する場合その他必要と認めた場合は、その一部又は全部を無償で利用することができるものとします。

b 特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

c 返却

指定されなかった申請者の提出書類は、指定管理者の指定議決後、返却の申出があれば、一部返却します。

d 情報の公開

申請者の提出書類については、松山市情報公開条例に基づく公開の対象となります。

(2)申請に係る留意事項

- ① 指定管理者募集に対する申請に当たっては、募集要項等を確認の上で申請してください。
- ② 提出書類に虚偽の記載等があった場合は、失格とします。
- ③ 申請に係る費用は、全て申請者の負担とします。

(3)申込期間及び申込方法

令和7年8月1日(金)から令和7年8月29日(金)まで

(受付期間:午前8時30分から午後5時まで(閉庁日を除く。))

- ・提出書類は、郵送又は持参してください。
- ・原則として、申込期間後は、提出書類の変更及び追加はできません。
- ・混雑時は書類確認のために、お待ちいただくことがあります。

(4)申込先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 (市庁舎本館5階)

松山市坂の上の雲まちづくり部 スポーティングシティ推進課 施設担当

4 提出書類の内容

申込時に次の書類を提出してください(用紙の大きさは日本工業規格A4とします。また、書類不備があった場合は受け付けません。)

【提出書類一覧】

番号	提出書類	提出部数
1	申請書(様式第1号又は第1号の2)※実印押印	1部
2	事業計画書(様式第2号)	10部

3	収支計画書(様式第3号)	10 部
4	団体概要書(様式第4号)	10 部
5	誓約書(様式第5号)	10 部
6	印鑑登録証明書 (申請の日の前1箇月以内に作成されたもの)	1部(原本)
7	登記事項証明書 (申請の日の前3箇月以内に作成されたもの)	1部(原本)
8	完納証明書又は納税証明書(最新分) (申請の日の前3箇月以内に作成されたもの)	1部(原本)
9	法人税, 消費税及び地方消費税等の納税証明書 (法人の場合「その3の3」) (申請の日の前3箇月以内に作成されたもの)	1部(原本)
10	直近3事業年度分の財務書類(貸借対照表, 損益計算書等)	10 部
11	定款・寄付行為又はこれらに類する書類	10 部
12	役員名簿	10 部

※ 後日必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。

※ 共同事業体(コンソーシアム等)により申請する場合は, 様式第 1 号の2が必要です。また、番号 4, 5, 7, 8, 9の書類はすべての構成団体のものがが必要です。

※ 申請時点で市内に事務所を有していない場合は, 指定以降施設管理開始時までに市内に事務所を設置し, 速やかに様式第4号の2を1部提出してください。

5 選定の基準

施設の指定管理者の選定は, 下記の選定の基準により採点評価します。

● 選定基準(※松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条)

区分	条例規定	主な内容
<u>Point 1</u> 平等な利用の確保	第1号関係	・現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。
<u>Point2</u> 管理経費の縮減 ※人件費とその他の管理経費に区分	第3号関係 第4号関係	・上限額以下となっているか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し, 改善に向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 ・配置人員数・内訳, 勤務体制(平常時・緊急時別)等は適正か。 ・配置人員の採用方針, 指導育成に対する考え方はどうか。 ・配置人員の給与その他の勤務条件は適正か。
<u>Point3</u> 利用促進 (収益性の向上)	第2号関係	・現状水準を維持又は向上させることとなっているか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し, 改善に向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。
<u>Point4</u> サービスの維持・向上	第2号関係	・現状の水準を維持又は向上させることとなっているか。 ・現状の課題を十分に把握・分析し, 改善に向けての実現可能な目標や具体策が示されているか。 <u>具体例</u> 利用者ニーズの把握・クレーム対応への考え方, 機器の故障や事故等緊急時対応策, 防犯対策, 衛生管理, 安全管理等

Point5 経営規模及び能力	第3号関係	・指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。(見込みを含む。) ・業務遂行上で必要となる専門性等を有しているか。
Point6 公共性・公益性	第5号関係	・公益性に富み、市政への参加、地域社会への貢献がなされているか。(見込みを含む。) ・環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に特筆すべき取り組みがなされているか。

6 管理の基準

松山市条例等及び関係法令・例規の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければなりません。

(1)使用時間等

『1 施設の概要』のとおり

(2)料金体系等

1 松山中央公園プール共用利用使用料

区分	利用単位	料金
3 歳以上中学生以下	1 時間	180 円
高校生	1 時間	240 円
その他	1 時間	300 円

備考

- ① 3歳未満の者の使用料は、無料とする。
- ② 30人以上の団体が利用する場合は、団体割引とする。この場合における割引率は、次に掲げる構成員数の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - ア 30人以上50人未満 1割引
 - イ 50人以上100人未満 2割引
 - ウ 100人以上 3割引
- ③ 前号の規定により算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- ④ 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 松山中央公園プール専用利用使用料

区分	利用単位	料金
屋 1 コース	半面・1 時間	660 円

内 5 0 メ ー ト ル プ ー ル	アマチュアスポーツ に使用する場合	高校生以下	1 時間	10,710 円
		その他	1 時間	13,390 円
	その他の場合		1 時間	133,900 円
屋 内 健 康 プ ー ル	アマチュアスポーツ に使用する場合	高校生以下	1 時間	2,130 円
		その他	1 時間	2,670 円
	その他の場合		1 時間	26,780 円
屋 外 プ ー ル	アマチュアスポーツ に使用する場合	高校生以下	1 時間	14,660 円
		その他	1 時間	18,340 円
	その他の場合		1 時間	183,430 円

備考

- ① 屋内50メートルプールのコース単位の専用使用は、10人以上の団体が非営利目的に使用する
場合において、施設の運営上支障がないと市長が認めたときに限るものとする。
- ② 屋内健康プールの専用使用は、屋内50メートルプールの全コースを専用使用する場合に限るも
のとする。
- ③ 屋外プールの専用使用は、屋内50メートルプールの全コース及び屋内健康プールを専用使用す
る場合に限るものとする。
- ④ 高校生以下とその他が混合する団体については、その他の使用料の規定を適用する。
- ⑤ 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利目的に使用する場合は、この
表の料金の2倍とする。
- ⑥ 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

3 松山中央公園プール附属設備使用料

区分	利用単位	料金
会議室 1	1 室・1 時間	530 円
会議室 2	1 室・1 時間	790 円

会議室 3	1 室・1 時間	930 円
多目的スペース	1 室・1 時間	390 円

備考

- ① 営利目的に使用する場合の料金は、この表の料金の2倍とする。
- ② 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- ③ 多目的スペースを売店として使用の場合は、『6 松山中央公園体育施設飲食物等販売施設使用料』の売店スペース使用料金を適用する。

4 松山中央公園プール広告料金

設置箇所		利用単位	料金
観覧席	上段	1 面・1 年	105,000 円以内
	下段	1 面・1 年	157,500 円以内

備考

- ① 使用期間が1年未満であるときは、月割計算の方法により算出して得た額とする。
- ② 使用期間に1月に満たない端数があるときは、その端数を1月として計算する。

5 松山中央公園プール臨時広告料金

利用単位	料金
1 平方メートル・1 日	610 円

備考

- ① 広告の設置箇所は、市長が指定する。
- ② この表に定める料金は、営利目的に体育施設を使用する場合に徴収する。
- ③ 使用に係る期間又は面積に1日又は1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数をそれぞれ1日又は1平方メートルとして計算する。

6 松山中央公園体育施設飲食物等販売施設使用料

区分	利 用 単 位	料金
売店スペース使用料金	1 日	1 時間 1 平方メートル当たり 4 円を乗じて得た額に、売上額の 5 パーセント相当額を加えた金額

備考

- ① 光熱水費は、実費負担とする。
- ② 料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- ③ 使用に係る時間又は面積に1時間又は1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数をそれぞれ1時間又は1平方メートルとして計算する。

7 松山中央公園プール利用券

種類	料金
3,300 円券	3,000 円
5,700 円券	5,000 円
12,000 円券	10,000 円

備考 プールを個人で共用利用する場合に限り、使用することができる。

(3)物品の取り扱いについて

物品購入費及び備品の取り扱いについては、別紙仕様書に定めるものとします。

7 管理業務の範囲及び具体的内容

- ① 松山中央公園プールの施設運営に関する業務
- ② 松山中央公園プールの施設と附属設備の維持管理に関する業務
- ③ 松山中央公園プールの施設と附属設備の使用受付に関する業務
- ④ その他、市長が必要と認める業務

※なお、詳細な業務の範囲については、別紙仕様書をご覧ください。

8 その他

(1)業務委託の禁止

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、事前に松山市の承諾を受けた場合は、管理業務の一部を第三者に委託することができます。

(2)法令等の遵守

管理運営業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければなりません。

主な関係法令は次のとおりです。

- ・地方自治法
- ・地方自治法施行令
- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ・最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・都市公園法(昭和31年法律第79号)

- ・松山市情報公開条例(平成12年条例第61号)
- ・松山市行政手続条例(平成8年条例第34号)
- ・松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成17年条例第1号)
- ・松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号)
- ・松山中央公園体育施設条例(平成11年条例第26号)
- ・松山市都市公園条例(昭和37年条例第40号)

※本協定期間中に、これらの関係法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づき業務を行うこと。

(3)個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に従って、個人情報の取扱いには十分留意し、漏洩、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(4)情報公開

指定管理者は、松山市情報公開条例の趣旨に則って、施設の管理に関する情報の公開を行うに当たり、必要な措置を講じなければなりません。

(5)文書等の管理・保存

- ① 指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理し、保存しなければなりません。また、指定期間終了時に、当該文書等を松山市の指示に従って引き渡さなければなりません。
- ② 出納関連の事務について監査を行うために松山市が必要と認めた場合は、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(6)守秘義務

指定管理者は、業務の執行に当たっては、その職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、指定期間終了後も、同様とします。

(7)環境への配慮

指定管理者は、廃棄物の適正処理及び発生抑制、リサイクルの推進、エネルギーの効率的利用等環境への配慮を行うよう努めていただきます。

(8)事業報告書等の提出

- ① 指定管理者は次の事項を記載した事業報告書(月次、四半期及び年間)を作成し、市長が定める期日までに、松山市に提出することとします。書式等は、松山市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
 - a 施設の管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
 - b 施設に係る使用料の収入の実績に関する事項
 - c 施設の管理の業務に係る経理の状況に関する事項
 - d その他市長が必要と認める事項

- ② 指定管理者は、定期的に施設利用者から意見、満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。なお、実施時期や項目については、松山市と協議の上で定めるものとします。
- ③ 指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用者実績の分析により、管理実績の評価を行い、これを松山市に提出することとします。なお、実施時期、項目、書式等は、松山市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
- ④ 事業報告書の検査により、指定管理者が事業の基準を満たしていないことが明らかな場合は、松山市が指定管理者に対して必要な指示を行います。

(9)指定管理者の明示

指定管理者が管理する松山市の施設については、これを利用者に明示するため、当該施設内、案内パンフレット等に、設置者である松山市の名称並びに指定管理者の名称及び連絡先を表示することとします。ただし、指定管理者や指定管理者の関連施設等の広告となるような表示としないようにしてください。

(10)管理業務に対する保険への加入等

指定管理者としての注意義務を怠ったこと等により、利用者や第三者へ損害を与えた場合への備えとして、管理業務に対する保険に加入し、保険料を負担していただきます。

(11)管理の費用

- ① 徴収した使用料は、松山市の収入として取り扱います。指定管理者には、松山中央公園プールの管理経費を予算の範囲内で委託料として支払います。
- ② 委託料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに指定管理者の請求に基づき支払います。支払時期、額及び方法は協定で定めます。
- ③ 指定管理業務を松山市の示す水準を下回ることなく確実に実施する中で、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金は、原則、精算による返還は求めません。
また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合の補填は行いません。
ただし、営繕工事費については毎年度、提示した必要額に残額が生じた場合は年度終了時に精算するものとします。
- ④ 指定管理業務に係る経費は、団体自体の既存口座とは別の口座(松山市指定管理業務専用口座)で管理してください。
- ⑤ 指定期間中の各年度の指定管理料は、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則、増額しません。

(12)使用料の徴収・収納業務について

使用料の徴収・収納業務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び松山市財務会計規則(昭和39年規則第11号)等の規程に基づいて行っていただきます。

9 指定管理料の上限

募集の際の管理費用の上限額は、1,208,800,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。

(指定期間(3年間)の合計額)

10 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

ただし、指定管理者が松山市の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

※大規模改修工事のため、指定管理期間中の令和8年4月1日から令和8年5月31日までは全面休館の予定ですが、休館中も維持管理を行ってください。また、工事の進捗により開館日が前後することがあります。

11 その他

(1)松山市と指定管理者のリスク分担

指定管理者と松山市の主なリスク分担は、以下のとおりです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(リスク分担)

○…負担する △…基本的に負担するが、著しい状況の変化があった場合は協議による

No.	リスク項目	内容	松山市	指定管理者
1	法令等の改正・変更	本事業に直接影響する法令等の変更(使用料, 使用料減免, 供用時間変更等)	○	
2	災害時における初期対応	待機, 連絡体制確保, 被害調査・報告, 応急措置	(指示)	○
3	災害復旧	本格復旧	○	
4	行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、やむを得ず、施設の維持, サービスの提供を継続できなくなった場合における維持管理経費の増額及び収入減	○	
5	維持管理経費の上昇	行政上の理由による事業変更以外の要因による維持管理経費の増大		○
6	天災等の不可抗力	天災時(暴風雨, 洪水・高潮, 地震, 火災, その他の自然的事象)により, 指定管理者の責に帰することができないものによる管理運営経費の増額及び業務履行不能	○	
7	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
8	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ, デフレ及び公共料金の変動		△
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
9	利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)		○
		松山市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	
10	苦情対応	受託した業務に係る苦情対応		○

(2)租税公課について

従業員100人以上の場合, 事業所税(従業者割)が課税対象となる場合があります。

(詳しくは松山市理財部市民税課 事業所税担当まで (089)948-6301)

(3)優先順位

本募集にかかる全ての要項, 仕様書, その他資料等は相互に補完します。ただし, それぞれの間に相違がある場合の適用の優先順位は次の(a)から(e)までの順(a が最も優先)とします。

(a)質問回答書

(b)募集要項

(c)管理業務仕様書

(d)現状の水準及び現状の課題等

(e)その他参考資料等

【お問合せ先】

松山市 坂の上の雲まちづくり部 スポーティングシティ推進課

住所 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 市役所本館5階

TEL (089)948-6598

E-mail sports@city.matsuyama.ehime.jp